事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

日本建築家協会
日本建築士会連合会
日本建築士事務所協会連合会　　御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」
における建築士の説明義務履行実績調査（依頼）

平素より建築物の省エネルギー対策等の推進へのご理解とご協力を賜り、誠に有り難うございます。脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 69 号）により新たに創設された「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」については、2024 年４月に施行されたところです。

現在 14 の自治体において、同制度が施行済であり、今般、同制度に基づく建築士の説明義務履行実績等に関して調査を実施いたしますので、回答へのご協力をお願いいたします。

貴会におかれましては、下記の調査対象自治体管内において設計の実績がある設計士および設計事務所等へ本調査をご依頼いただきますようお願いいたします。

調査結果につきましては、統計的に処理された上で集計・公表されるため、事務所名等が特定されるようなことはございません。その旨ご了承ください。なお、本調査の実施にあたっては、㈱日建設計総合研究所に業務委託をしております旨、申し添えます。

記

１．調査内容
建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における建築士の説明義務履行実績調査
（アンケート調査票（Microsoft Forms）参照）

２．調査対象自治体および対象期間
東京都足立区　令和７年６月以後の設計
東京都大田区　令和７年７月以後の設計
東京都葛飾区　令和７年４月以後の設計
東京都渋谷区　令和７年４月以後の設計
東京都杉並区　令和７年６月以後の設計
東京都文京区　令和８年４月以後の設計
東京都中野区　令和８年４月以後の設計

東京都調布市　令和７年４月以後の設計
東京都八王子市　令和８年４月以後の設計
神奈川県横浜市　令和７年４月以後の設計
神奈川県藤沢市　令和７年４月以後の設計（江の島特別景観形成地区を除く）
兵庫県神戸市　令和８年４月以後の設計（ポートアイランド「医療産業都市エリア」のみ）
※仙台市、東京都港区についても同制度の施行済みであるが、建築士への説明義務を課していないため調査対象から除外

３．調査対象時点
令和８年１１月１日時点

４．回答方法及び提出
https://forms.cloud.microsoft/r/Az2sS0Hjeb
上記のアンケート調査票（Microsoft Forms）に web 上でのご記入をお願いします

５．回答期日
令和８ 年１２月４日（金）

（参考）建築物再生可能エネルギー利用促進区域および関連情報
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html

６.問合せ先
＜調査内容・回答方法について（調査実施者）＞
株式会社日建設計総合研究所　担当：藤田、久保
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町３－７－１
問合せ先：saienesokushinkuiki_mail@nikken.jp

＜調査全体について（国土交通省）＞
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付　課長補佐 山中、係長 中西
電話：０３－５２５３－８１１１　内線３９－４６６

（参考）質問項目一覧

※回答は以下リンク先の Forms からお願いいたします。
https://forms.cloud.microsoft/r/Az2sSOHjeb

Q1～3. ご記入いただくご担当者について、ご回答ください。

1. 貴建築士事務所名	
2. ご担当者名	
3. 電話番号	

Q4. 以下の施行日以降に、説明義務の対象となる建築物の設計を行った自治体を選択してください【複数回答可】

- ☐ 東京都足立区　令和７年６月以後
- ☐ 東京都大田区　令和７年７月以後
- ☐ 東京都葛飾区　令和７年４月以後
- ☐ 東京都渋谷区　令和７年４月以後
- ☐ 東京都杉並区　令和７年６月以後
- ☐ 東京都文京区　令和８年４月以後
- ☐ 東京都中野区　令和８年４月以後
- ☐ 東京都調布市　令和７年４月以後
- ☐ 東京都八王子市　令和８年４月以後
- ☐ 神奈川県横浜市　令和７年４月以後
- ☐ 神奈川県藤沢市　令和７年４月以後（江の島特別景観形成地区を除く）
- ☐ 兵庫県神戸市　令和８年４月以後（ポートアイランド「医療産業都市エリア」のみ）

Q5. 調査対象期間中に、説明義務の対象となった建築物の件数をご回答ください。（Q4 で選択した自治体の合計）

説明義務対象件数	件

Q6. 説明義務対象のうち、実際に「再エネ設備について書面で説明」を行った件数をご回答ください。

説明件数	件

Q7. 説明義務対象のうち、建築主から「説明は不要」との意思表示があった案件の件数をご回答ください。

説明不要件数	件

Q8. 説明を行った主な内容をご回答ください。【複数回答可】☑

☐ ① 設置できる再エネ利用設備
☐ ② 再エネ利用設備のメリット
☐ ③ 費用、維持管理等について
☐ ④ （自由記述）その他

直接記入（④その他の場合、概要をご記入ください）

Q9-1. Q-6 で回答された**「再エネ設備について説明を行った件数」の内訳**についてお伺いします。
建築主の最終的な判断として当てはまるものを次の①～④の中からすべて選択し、続く回答欄にそれぞれの件数を入力してください。

☐ ① 説明を受ける前から再エネ設備を設置する予定であった
☐ ② 説明を受けたことで再エネ設備を設置することになった
☐ ③ 説明を受けたが再エネ設備の設置にはいたらなかった
☐ ④ 建築主の最終的な判断を把握していない

【該当するものに数値を入力】

① 説明を受ける前から再エネ設備を設置する予定であった件数	件
② 説明を受けたことで再エネ設備を設置することになった件数	件
③ 説明を受けたが再エネ設備の設置には至らなかった件数	件
④ 建築主の最終的な判断を把握していない件数	件

Q9-2 （9-1 で①の件数を回答した場合）
【説明を受ける前から再エネ設備を設置する予定であった】主な理由として当てはまるものを選択してください【複数回答可】

☐ ① 光熱費削減
☐ ② 災害時の非常電源確保

☐ ③ 脱炭素・環境配慮

☐ ④ 補助金利用

☐ ⑤ （自由記述）その他

直接記入（⑤その他の場合、概要をご記入ください）

Q9-3 （9-1 で②の件数を回答した場合）

【説明を受けたことで再エネ設備の設置をすることになった】主な理由として当てはまるものを選択してください【複数回答可】

☐ ① 光熱費削減

☐ ② 災害時の非常電源確保

☐ ③ 脱炭素・環境配慮

☐ ④ 補助金利用

☐ ⑤ （自由記述）その他

直接記入（⑤その他の場合、概要をご記入ください）

Q9-4 （9-1 で③の件数を回答した場合）

【説明を受けたが再エネ設備の設置には至らなかった】主な理由として当てはまるものを選択してください【複数回答可】

☐ ① 予算制約

☐ ② 投資回収年数

☐ ③ 建築主の関心が低い

☐ ④ 敷地条件、建築条件上の制約

☐ ⑤ 景観上の理由

☐ ⑥ （自由記述）その他

直接記入（⑥その他の場合、概要をご記入ください）

Q10. 制度をより効果的にするために必要と思う改善があればご記載ください。（自由記述）

直接記入